

入札監理小委員会における審議結果報告 「東京国際空港ＩＤカード発行業務」

1. 事業の概要

（1）事業の概要

○事業概要

東京国際空港において、東京空港事務所航空管制運航情報官所掌の制限区域立入承認証、空港保安防災課所掌の保安区域立入承認証、東京税関所掌の旅具検査場への立入に関する許可申請並びに関税法第24条に規定する指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する航空機との交通許可申請に対する立入承認証の発行に係る業務のうち、承認・許可に係る業務以外の承認証発行業務を実施するものである。

○実施施設

東京空港事務所第1庁舎内及び第3旅客ターミナルビル内のIDカード発行センター

○事業期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

（2）選定の経緯

これまでの契約で1者応札により競争性に課題があるとして、「公共サービス改革基本方針」（令和7年6月24日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定されたもの。今期が市場化テスト第1期目。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

（1）入札参加要件の緩和

入札参加グループでの参加を可能にした。

【資料2－2 8, 9／49頁】

（2）契約期間の延長

単年度契約から複数（3年）年度契約とした。

【資料2－2 7／49頁】

（3）情報開示の充実

- ・従来の実施方法等において、配置していたスタッフの人数を明記した。
- ・過去3年度分のカード発行枚数を明記した。

【資料2－2 35, 36／49頁】

（4）公共サービスの質の確保

確保されるべき公共サービスの質について、定量的な目標を設定した。

【資料2－2 6, 7／49頁】

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】 関係法令の遵守等の記載について、受注者が業務遂行において関係法令を遵守しなければならないことは当然であると考えるが、その前提に立つと、実施要領中に遵守しなければならない法令として、個別の法令を列挙することは、これらの法令を遵守するだけでよい（列挙されていない法令は遵守しなくてよい）という誤解を与えかねないのではないか。

【対応1】 解釈に疑義を与えないよう、全ての法令、規則等遵守となるよう表現を改め、個別に記載している法令等については、業務上必要であることからスタッフに熟知させるものと変更した。

【資料2-2 6/49頁】

【論点2】 適正な申請受付について、受付業務についてのみ、確保されるべき質を明記するのはなぜか。それ以外の業務である、IDカード発行等（作成）業務、交付業務、返納業務、記載内容変更業務、更新・再交付・使用継続業務、生体情報等登録業務について、確保されるべき質を明記しないのか。また、「…別紙1受付業務のとおり正しく受け付けること」とあるが、ここにある「正しく」の解釈について疑義が生じるおそれはないのか。

【対応2】 確保されるべき質については、別紙1（発行業務詳細）に記載している全ての業務が対象であるため、項目自体を改め、解釈に疑義が生じない記載に変更した。

【資料2-2 7/49頁】

【論点3】 提案内容整理表の様式を定める別紙3がわかりづらいのではないか。別紙3の記載の仕方について、何らかのインストラクションが必要ではないか。例えば、別紙3に明示されている「評価区分」「要求要件」には何をどのように記入するのか。

【対応3】 一瞥してわかるよう様式に必要な項目を追記するとともに、「評価区分」「要求要件」については、入札を希望する者に分かりづらいため削除した。また、記載例を追加した。

【資料2-2 31,32/49頁】

【論点4】 確保されるべき公共サービスの質のクレーム件数について、受注者の責が認められるクレームがどういったものか、事業者に判断できないのではないか。受注者の責めに帰す理由を明確にして、クレーム件数を設定するのがよいのではないか。

【対応4】 受注者の責めに帰す理由を明確にし、クレーム件数を設定した。また、受注者の責めに帰すものの一例を記載した。

【資料2-2 7/49頁】

【論点5】 従来の実施状況に関する情報の開示について、従来業務ではどの程度人員を配置していたのかをもう少し詳しく記載することはできな

いのか。今後のＩＤカード発行見込が増加傾向となっているが、これまでの発行数とそれに要した人員が分からなければ、金額の積算ができないので、過去の実績については、月別の発行数と人員を記載すべきではないか。

【対応 5】 過去の実績について、月別の業務量と配置した人員数を記載した。

【資料 2-2 35, 36／49 頁】

【論点 6】 報告事項の様式（日報等）は紙で報告させていたのか。事業者の作業効率が変わらなくとも、国が紙の資料を綴って保管することを見直してもいいのではないか。DX化を検討した方がいいのではないか。

【対応 6】 監督職員との協議により、事業者の意向に合わせ、書面、電子いずれかを選択できるよう変更した。

【資料 2-2 13, 14／49 頁】

4. 意見招請の対応について

東京航空局において、令和7年10月24日（金）から令和7年11月13日（木）までの20日間、意見招請を実施したところ、2件の意見が寄せられ、1件について、実施要項（案）の修正を行った。

【論点 1】 「9 受注者が、本業務を実施するに当たり、当局に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他本業務の適正かつ確実な実施確保のために契約により受注者が講ずべき措置に関する事項等（4）契約に基づき受注者が講ずべき措置 オ 本業務の表示等について」について、プライバシー保護のため、本名を示すべきではない。「マネージャー及びスタッフは、身分証明書を左胸部等の利用者から見えやすい位置に常時表示しなければならない」を削るべきである。

【対応 1】 保安管理上の理由により身分を容易に視認できるよう要領で定めていること等から、身分証明書の常時表示に関する事項を削除することは出来ないが、受注者の要望を踏まえ、表示方法について、監督職員と受注者にて協議が行えるよう変更した。

【資料 2-2 17／49 頁】

—以上—